

よくある質問（新免許状の有効期間延長関係）

【令和3年度版】

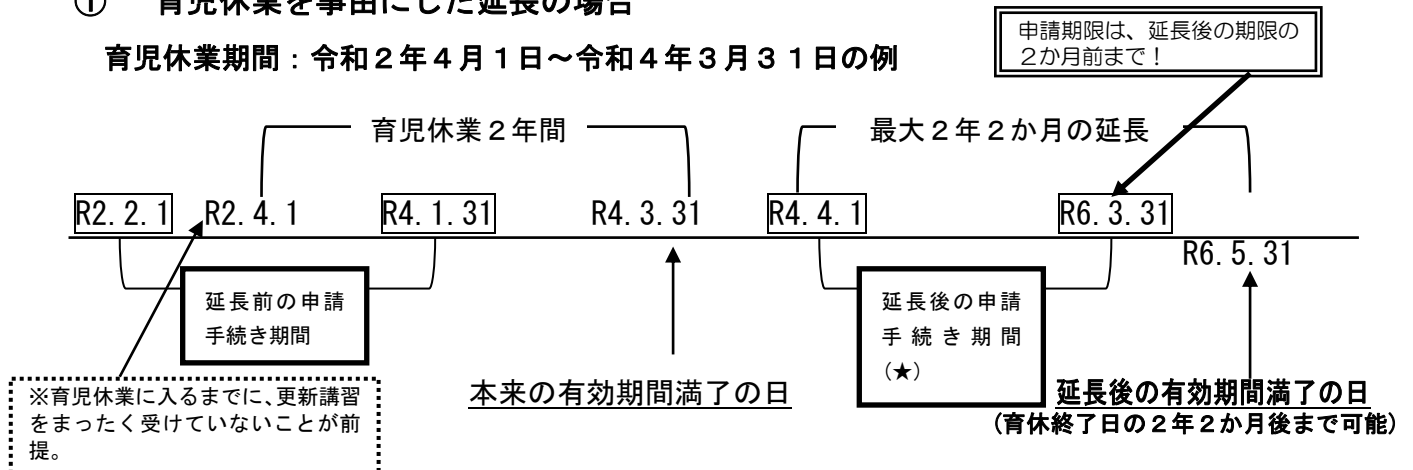
Q1 延長申請する場合、いつまで延長できますか？具体的に教えてください。

【具体的事例】

・有効期間満了の日（免許状に記載）が平成34（令和4）年3月31日の方の場合

① 育児休業を事由にした延長の場合

育児休業期間：令和2年4月1日～令和4年3月31日の例



※更新の申請手続き期間

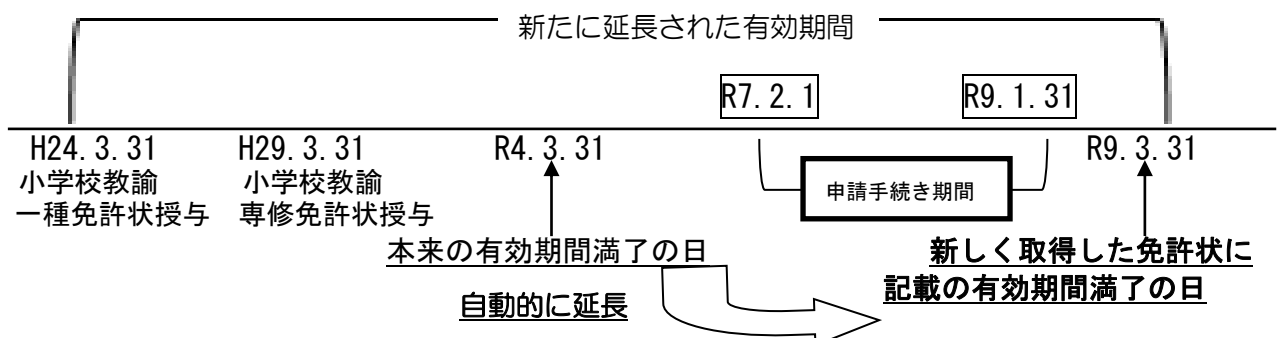
（延長前）令和2年2月1日～令和4年1月31日までの2年間

【延長後】令和4年4月1日～令和6年3月31日までの2年間（★）

（注）延長申請の手続きをした後は、もし、育児休業に入る前に、一部だけ履修（修了）していた更新講習があったとしても、延長によって、★の期間内のもの以外は有効としてカウントされず、無効と扱われます。

② 新しく教員免許状を取得した場合

- ・平成24年3月31日 小学校教諭一種免許状授与
- ・平成29年3月31日 小学校教諭専修免許状授与（免許状に記載の有効期間満了の日が令和9年3月31日の場合）

⇒延長手続きは不要です。

※新免許状所持者の方は、所持する全ての教員免許状のうち、有効期間満了の日の一番遅い日に全ての免許状の有効期間が変更されます。上記の例のように、元々の有効期間満了の日までに、新しく免許状を取得された場合（例では小学校教諭専修免許状）、新たに授与された免許状に記載されている、有効期間満了の日まで期限が延長されます。そのため、新免許状所持者の方は、新規免許状の取得による延長申請は不要です。旧免許状所持者の方（平成21年3月31日以前に免許状の授与を受けた方）は、別途手続きが必要になりますので、ご注意ください。